

令和5年度（2023年度） 居住環境整備補助金の申請について

【昨年度からの変更点】

1 新たな改修工事

下表の1つの工事を新たに補助対象改修工事として追加しました。（ワークスペース設置改修工事と同枠）

新設した改修工事	工事内容	最低工事費	補助金額
子育て環境整備改修工事	間取り変更、室内の造作工事等	20万円	10万円まで

2 申請受付期限について

申請の受付は令和6年（2024年）1月末までとします。

ただし、市の予算が無くなった場合は、期限前に受付を終了する場合があります。

なお、工事完了期限は、従来どおり2月末日までです。

3 事前相談票の変更について

具体的な工事内容を全工事種別で記入願います。

【施工業者登録について】

各所属団体の推薦をもって補助金の施工業者として登録します。

なお、新規登録施工業者については、個別に行う説明会を受けていただきます。

【耐震改修工事との併用について】

木造住宅の耐震改修工事を行う場合は、バリアフリー化改修工事、台風対策改修工事、省エネルギー化改修工事、長寿命化改修工事、ワークスペース設置・子育て環境改修工事との併用が可能です。

【工事契約の締結について】

契約締結を着手とするため、**補助金の交付決定日以降の契約締結としてください。**契約締結日が交付決定日より前の場合、補助の対象外となります。

【申請受付について】

受付開始日 4月18日（火）

時 間 9：30～12：00、13：00～17：00

場 所 職員会館2階第2・3会議室（場所については、受付会場案内図を参照願います。）

申請の受付は随時行いますが、初日は混雑が予想されるため、上記の場所で受け付けます。翌日以降は市役所5階住宅政策課窓口にて受け付けを行います。

なお、受付期限は令和6年（2024年）1月末日ですが、予算に達した時点で受付を終了とします。

【申請書類について】

〈申請書等への記入について〉

- 交付申請書・完了報告書

日付や文書番号を除いて、すべての記入欄に、漏れなく、丁寧に記入してください。

- 交付請求書

日付は空欄としてください。

その他詳細は各記入例を参照してください。

〈添付書類について〉

- 書類不足の場合

添付書類は漏れなく添付してください。

添付書類が不足している申請書は原則として受付できません。書類が整い次第、改めて一式を提出してください。

- 写真

撮影の日付が入った、工事前、工事中、工事後、建物の外観の写真が必要です。補助対象工事個所のすべての写真を提出してください。工事実施を写真で確認できない箇所は補助対象から除外することになります。

- 工事見積書

補助対象と補助対象外の別が分かる記載内容としてください。

【その他】

〈国等の補助金との併用について〉

国等の補助金との併用の可否については、併用しようとする当該補助金の交付要綱等の規定に従うものとします。

※併用先の交付決定日や工期に充分注意してください。

【併用一例：国の場合（こどもエコすまいる支援事業、先進的窓リノベ事業、給湯省エネ事業）】

バリア	耐震	簡易耐震	シェルター・ベッド	台風	止水板	省エネ	長寿命	ワーク・子育て	LED
×	×	○	×	×	×	×	○	×	×

〈変更・中止について〉

工事内容を変更又は中止することがわかった時点で、速やかに八王子市居住環境整備補助金内容変更・中止申請書（第5号様式）を提出ください。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先：八王子市まちなみ整備部住宅政策課 042-620-7260